

指定地域密着型サービス事業者

自主点検表(令和6年6月版)

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
e-mail	
開設法人の名称	
開設法人の代表者名	
管理者名	
記入者名	
記入年月日	令和 年 月 日

小川町長生き支援課

指定地域密着型サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで町では、介護サービスごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

※「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
基準解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平 18 厚労令 36	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
町条例	小川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年小川町条例第 4 号）
町条例(予防)	小川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年小川町条例第 5 号）
平 13 老発 155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成 13 年 4 月 6 日老発第 155 号厚生労働省老健局長通知）
消防法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
社施第 107 号	社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和 62 年 9 月 18 日社施第一〇七号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
平 18 厚労告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平 18 厚労告 128	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）
平 12 厚告 27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）

指定地域密着型サービス事業者自主点検表 目次

第1 小規模多機能型居宅介護

基本方針、人員・設備・運営に関する基準 5

第2 介護予防小規模多機能型居宅介護

基本方針、人員・設備・運営に関する基準 62

第3 介護給付費の算定及び取扱い 69

第4 その他 101

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<h2>第1－1 基本方針</h2> <p>(小規模多機能型居宅介護)</p>			
1 基本方針	<p>小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようとするものとなっていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第81条 (平18厚労令 34第62条)
2 サテライト事業所	<p>(1) 定義</p> <p>① 本体事業所</p> <p>他の事業所の指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に対する支援を行うものです。設置には、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する必要があります。</p> <p>② サテライト事業所</p> <p>本体事業所との密接な連携下で運営されるものです。</p> <p>(2) サテライト事業所の実施要件</p> <p>① サテライト事業所に係る事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要がありますが、この場合、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の事業の経験についても算入できることに留意してください。また、3年以上の経験については、指定日において満たしている必要があります、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。</p> <p>② 本体事業所が次のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>ア 事業開始以降1年以上の実績を有すること。</p> <p>イ 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること。</p> <p>③ サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次の要件をいずれも満たす必要があります。</p> <p>ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。</p> <p>イ 1つの本体事業所に係るサテライト事業所の数は2か所までとすること。</p> <p>④ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望まれますが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所とすることも差し支えありません。</p>		基準解釈通知 第3・4・2(1)

第1－2 人員に関する基準

(小規模多機能型居宅介護)

基本的事項	<p>※ 「常勤」(用語の定義)</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能です。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。</p> <p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>ただし、通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。</p>	基準解釈通知 第 2・2(3)	基準解釈通知 第 2・2(4)
-------	--	--------------------	--------------------

	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義)</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p>		<p>基準解釈通知 第2・2(1)</p>
--	---	--	---------------------------

1 従業者	<p>(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上、訪問サービスの提供に当たる者を1人以上配置していますか。</p> <p>※ 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。なお、これ以外の従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。</p> <p>※ 通いサービスの利用定員を15人とし、日中の勤務時間帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1人の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15人の場合、日中の常勤の従業者は5人となり、日中の15時間の間に、8時間×5人=延べ40時間分のサービスが提供されている必要があります。それに加え、日中については、常勤換算方法で1人以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1人+宿直1人に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を事業所全体として確保する必要があります。</p> <p>※ 日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名+宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要です。</p> <p>※ 通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。</p> <p>※ (1)は従業者の必要数の算出基準を示したものであり、日中であれば通いサービスを行うために3:1以上、訪問サービスを行うために1人以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行ってください。</p> <p>※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることできるような職員配置に努めてください。</p>	いる ・ いない	町条例第82条 第1項 (平18厚労令 34第63条第1項)
-------	--	----------------	---

	<p>※ 訪問サービスの従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。</p> <p>※ サテライト事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員によりサテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1名以上とすることができます。</p> <p>※ サテライト事業所においては、訪問サービスを行う従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りることとしています。</p> <p>※ 本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の従業者は本体事業所及び他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できます。</p>		町条例第82条 第7項
--	---	--	----------------

<p>(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者については、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く、夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務をいう。以下同じ）に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を必要な数以上配置していますか。</p> <p><u>夜間及び深夜の時間帯を記載してください。</u></p> <p style="text-align: center;">: ~ :</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保してください。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。</p> <p>※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。</p> <p>※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができます。</p> <p>※ 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであるため、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。</p> <p>※ サテライト事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができます。</p> <p>※ 本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の従業者による訪問サービスの提供により、本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めてください。本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第82条 第1項 (平18厚労令 34第63条第1 項) 基準解釈通知 第3・4・2(1) (2)</p>	<p>町条例第82条 第5項</p>	<p>町条例第82条 第9項</p>
---	-------------------------	---	------------------------	------------------------

<p>(3) (1)の利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は推定数となります。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 82 条 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 63 条第 2 項)</p>									
<p>(4) (1)又は(2)の従業者のうち、1 人以上を常勤としていますか。</p> <p>※ 次の表の A に掲げる場合において、(1)から(5)までに定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の B に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の C に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の B に掲げる施設等の職務に従事することができます。</p> <table border="1" data-bbox="346 878 1092 1394"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に B に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td>指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設又は介護医療院</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>当該小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内(※)に B に掲げる施設等のいずれかがある場合</td> <td>上欄に掲げる施設等 指定居宅サービスの事業を行う事業所 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定認知症対応型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</td> <td>看護師 准看護師</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「同一敷地内」とは、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の看護職員の業務に支障がないと認められる範囲内にある場合をいいます。</p>	A	B	C	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に B に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	当該小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内(※)に B に掲げる施設等のいずれかがある場合	上欄に掲げる施設等 指定居宅サービスの事業を行う事業所 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定認知症対応型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師 准看護師	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 82 条 第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 63 条第 3 項) 町条例第 82 条 第 6 項</p>
A	B	C									
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に B に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員									
当該小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内(※)に B に掲げる施設等のいずれかがある場合	上欄に掲げる施設等 指定居宅サービスの事業を行う事業所 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定認知症対応型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師 准看護師									
<p>(5) (1)又は(2)の従業者のうち、1 人以上を看護師又は准看護師としていますか。</p> <p>※ 看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していかなければいけないということではありません。</p> <p>※ サテライト事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 82 条 第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 63 条第 4 項)</p>									

<p>(6) 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。</p>	<p>※ 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し（管理者含む。）、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する（5）に掲げる施設等の職務に従事することができます。また、非常勤でも差し支えありません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する町への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものです。</p> <p>※ サテライト事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する（7）の研修修了者を置くことができます。</p> <p>※ サテライト事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、居宅サービス計画の作成及び市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければなりません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 82 条 第 10 項 (平 18 厚労令 34 第 63 条第 10 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3・4・2(1) ③</p> <p>町条例第 82 条 第 12 項</p>
	<p>(7) 介護支援専門員は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していますか。</p> <p>※ 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日老高発 0316 第 2 号、老振発 0316 第 2 号、老老発 0316 第 6 号通知。以下「地域密着研修通知」という）」2 の（1）の①の「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指します。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 82 条 第 11 項 (平 18 厚労令 34 第 63 条第 11 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3・4・2(1) ③</p>

2 管理者	<p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所で小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）</p> <p>※ 管理上支障がない場合は、サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 83 条 第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 64 条第 1 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3・4・2(2) ①</p>
-------	---	-------------------------	---

	<p>(2) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。</p> <p>※ 管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113号告示第3号に規定する研修を修了しているものとします。具体的には地域密着研修通知1の（1）の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指しています。ただし、管理者の変更の届出を行う場合、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p> <p>※ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てことができることとされていますが、本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合、管理者が保健師又は看護師であるときは、研修を修了している必要があります。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第83条 第3項 (平18厚労令 34第64条第3項)</p>
3 代表者	<p>小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、厚生労働大臣が定める研修「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していますか。</p> <p>※ 事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。</p> <p>なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すもので、各法人の代表者とは異なりますが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営する場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第84条 (平18厚労令 34第65条)</p> <p>基準解釈通知 第3・4・2(3)</p>

	<p>※ 代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113号告示第4号に規定する研修を修了しているものとします。</p> <p>なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知3の(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指しています。</p> <p>※ 携わった経験とは、事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。経験の有無は個々のケースごとに判断するものとします。</p> <p>これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。</p> <p>※ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいですが、本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合であって、代表者が保健師又は看護師であり、研修を修了していないときは、別の研修修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があります。</p>		
--	--	--	--

第1－3 設備に関する基準

(小規模多機能型居宅介護)

1 登録定員 及び利用定員	(1) 登録定員は 29 人（サテライト事業所の場合は 18 人）以下となっていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ※ 登録定員とは登録者の数の上限をいいます。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は 1 か所の事業所に限り登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められません。 </div>	いる ・ いない	町条例第 85 条第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 66 条第 1 項) 基準解釈通知第 3・4・3(1)①						
	(2) 通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は、次に掲げる範囲内において、定めていますか。 ① 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人）まで <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> <tr> <td>26 人又は 27 人</td><td>16 人</td></tr> <tr> <td>28 人</td><td>17 人</td></tr> <tr> <td>29 人</td><td>18 人</td></tr> </table> ② 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人）まで <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 利用定員とは事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいうものであり、1 日あたりの延べ人数ではないことに留意してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用することは可能です。ただし、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）を受けている間は、介護報酬は算定できません。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用することは想定できません。 </div>		登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人
登録定員	利用定員								
26 人又は 27 人	16 人								
28 人	17 人								
29 人	18 人								

2 設備及び備品等	<p>(1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 原則として1の建物につき、1の事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用します。</p> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p>	いる ・ いない	町条例第86条第1項 (平18厚労令34第67条第1項)
	<p>(2) 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有していますか。</p> <p>※ 居間及び食堂は、同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。また、その広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保してください。</p> <p>※ 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3m²以上）を確保することが必要です。</p>	いる ・ いない	町条例第86条第2項第1号 (平18厚労令34第67条第2項第1号) 基準解釈通知第3・4・3(2)②

<p>(3) 宿泊室は次のとおりとなっていますか。</p> <p>① 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>② 1の宿泊室の床面積は、7.43 m²以上としなければならない。</p> <p>③ ①及び②を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね 7.43 m²に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 86 条第 2 項第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 67 条第 2 項第 2 号)</p>
<p>※ プライバシーが確保された居間については、③の個室以外の宿泊室の面積に含めることができます。</p>		<p>基準解釈通知第 3・4・3(2)③</p>
<p>※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたつくりになつていれば差し支えありません。プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がありますが、壁やふすまのような建具まで要するということではありません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。</p>		
<p>※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり 7.43 m²程度あり、その構造がプライバシーを確保したものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになります。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。</p>		
<p>※ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。</p>		

	<p>(4) 設備は、専ら指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間を指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間として共用することは、入居者の生活空間であることから共用は認められません。ただし、事業所が小規模である場合（通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の定員の合計が 15 名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間として必要なものが確保されており、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。</p> <p>※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室、食堂及び法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められませんが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありません。指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 86 条第 2 項第 3 号 (平 18 厚労令 34 第 67 条第 2 項第 3 号)</p>
	<p>(5) 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。</p> <p>※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 86 条第 2 項第 4 号 (平 18 厚労令 34 第 67 条第 2 項第 4 号)</p>

第1－4 運営に関する基準

(小規模多機能型居宅介護)

1 内容及び手続の説明及び同意	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 <p>※ 同意は、利用者及び小規模多機能型居宅介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望まれます。</p> <p>※ 従業者の「員数」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第9条第1項準用 (平18厚労令34第3条の7第1項準用)</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(2)①準用</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(21)①準用</p>
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;"><u>過去1年間に利用申込みを断った事例 有・無</u></p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第10条準用 (平18厚労令34第3条の8準用)</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(3)準用</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第11条準用 (平18厚労令34第3条の9準用)</p>

4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる ・ いない	町条例第 12 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 10 準用)
	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる ・ いない	
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第 13 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 11 準用)
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	
6 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p>※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「テレビ電話装置等」とは、テレビ電話装置その他の情報通信機器をいいます。</p>	いる ・ いない	町条例第 87 条 (平 18 厚労令 34 第 68 条) 基準解釈通知第 3・4・4(1)
7 居宅サービス事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	町条例第 88 条 (平 18 厚労令 34 第 69 条)
	(2) サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	

	(3) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に 対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護 支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福 祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	いる ・ いない	
8 身分を証 する書類の 携行	小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者のうち訪問サービス の提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時 及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 証書等には、当該小規模多機能型居宅介護事業所の名 称、当該訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載する ものとし、当該訪問サービスの提供に当たる者の写真の貼 付や職能の記載を行うことが望されます。	いる ・ いない	町条例第 89 条 (平 18 厚労令 34 第 70 条) 基準解釈通知第 3・4・4(3)
9 サービス の提供の記 録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、 利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の 額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した 書面（サービス利用票等）に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額 の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票 等に記載しなければならないこととしたものです。 ※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられま す。 ① 小規模多機能型居宅介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項	いる ・ いない	町条例第 20 条第 1 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 18 第 1 項準用) 基準解釈通知第 3・1・4(12)①準 用
	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの 内容等を記載するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に 対して提供していますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は 5 年間保 存しなければなりません。 【町独自基準】5 年間	いる ・ いない	町条例第 20 条第 2 項準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 18 第 2 項準用) 町条例第 107 条 第 2 項第 3 号 基準解釈通知第 3・1・4(12)②準 用

10 利用料等の受領	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当する小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される小規模多機能型居宅介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第90条第1項 (平18厚労令34第71条第1項)</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(13)①準用</p>
	<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである小規模多機能型居宅介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる小規模多機能型居宅介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>① 利用者に、当該事業が小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>③ 会計が小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分されていること。</p>	いる ・ いない	<p>町条例第90条第2項 (平18厚労令34第71条第2項)</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(13)②準用</p>

<p>(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 宿泊に要する費用 ⑤ おむつ代 ⑥ 小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 90 条第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 71 条第 3 項) 基準解釈通知第 3・4・4(4)②</p>
<p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。</p>		
<p>(4) (3)⑥の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号)に沿って適切に取り扱われていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	
<p>(5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 90 条第 5 項 (平 18 厚労令 34 第 71 条第 5 項)</p>
<p>(6) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>法第 41 条第 8 項</p>
<p>(7) (6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>施行規則第 65 条</p>
<p>※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額及び小規模多機能型居宅介護事業者の名称を記載してください。「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号を参照）。</p>		

11 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる ・ いない	町条例第 22 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 20 準用)
12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる ・ いない	町条例第 91 条 (平 18 厚労令 34 第 72 条)
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ※ 自己評価は年 1 回実施してください。	いる ・ いない	
13 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) 小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。 ※ 小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となります。	いる ・ いない	町条例第 92 条第 1 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 1 号) 基準解釈通知第 3・4・4(5)①
	(2) 小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	いる ・ いない	町条例第 92 条第 2 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 2 号)
	(3) サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第 92 条第 3 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 3 号)

<p>(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p>※ 「サービスの提供等」とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものです。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 92 条第 4 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 4 号) 基準解釈通知第 3・4・4(5)②</p>
<p>(5) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです（「身体拘束ゼロへの手引き」参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテープルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 92 条第 5 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 5 号)</p>

	<p>(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要となります。</p> <p>※ 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得るようにしてください。説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当拘束の三要件の 1 つのみに○がついていないか。 ② 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。 ③ 説明書（基準に定められた身体拘束の記録）の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。 <p>※ 身体拘束は、利用者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急かつ一時的に行われるものです。町では身体拘束は、本人の人権の制限という面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時に家族等の了解を得るよう指導しています。このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書等に記録するようにしてください。</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、5 年間保存しなければなりません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 92 条第 6 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 6 号) 基準解釈通知第 3・4・4(5)③ 平 13 老発 155 の 6</p>
	<p>【町独自基準】5 年間</p> <p>(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p>ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 92 条第 7 号 (平 18 厚労令 34 第 73 条第 7 号)</p>

	<p>※ 「身体的拘束等の適正化に係る措置」は、令和6年4月1日より義務化。（令和6年3月31日まで努力義務）</p> <p>※ テレビ電話装置等を活用して行う際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体的拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>	<p>基準解釈通知第3・4・4(5)④</p>
--	---	-------------------------

	<p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>イ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>		<p>基準解釈通知第3・4・4(5)⑤</p>
	<p>※ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。</p>		<p>基準解釈通知第3・4・4(5)⑥</p>
	<p>(8) 通いサービスの利用者が、登録定員に比べて著しく少ない状態が続いているませんか。</p> <p>※ 「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となります。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第92条第8号 (平18厚労令34第73条第8号) 基準解釈通知第3・4・4(5)⑦</p>

	<p>(9) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。</p> <p>※ 「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となります。小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることが望られます。</p> <p>なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	いる ・ いない	町条例第92条第9号 (平18厚労令34第73条第9号) 基準解釈通知第3・4・4(5)⑧
14 居宅サービス計画の作成	<p>(1) 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員）に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>※ 登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させてください。そのため、小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更することとなります。</p> <p>※ 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。</p> <p>※ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があります。</p>	いる ・ いない	町条例第93条第1項 (平18厚労令34第74条第1項) 基準解釈通知第3・4・4(6)①
	<p>(2) 介護支援専門員は、上記(1)の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。</p> <p>※ 作成した居宅サービス計画は、<u>5年間</u>保存しなければなりません。</p> <p>【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例第93条第2項 (平18厚労令34第74条第2項) 町条例第107条第2項第1号(平18厚労令34第87条第1号)

15 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、町（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により、法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険連合会委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	いる ・ いない	町条例第94条 (平18厚労令34第75条)
16 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	いる ・ いない	町条例第95条 (平18厚労令34第76条)
17 小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員（法第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この項目において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	いる ・ いない	町条例第96条第1項 (平18厚労令34第77条第1項)
	(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。	いる ・ いない	町条例第96条第2項 (平18厚労令34第77条第2項) 基準解釈通知第3・4・4(9)②
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第96条第3項 (平18厚労令34第77条第3項)

<p>(4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員又はサテライト事業所の研修修了者は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければなりません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 96 条第 4 項 (平 18 厚労令 34 第 77 条第 4 項) 基準解釈通知第 3・4・4(9)③</p>
<p>(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p>※ 交付した小規模多機能型居宅介護計画は、5 年間保存しなければなりません。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えありません。</p> <p>【町独自基準】5 年間</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 96 条第 5 項 (平 18 厚労令 34 第 77 条第 5 項) 町条例第 107 条第 2 項第 2 号(平 18 厚労令 34 第 87 条第 2 号)</p>
<p>(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護計画の変更について、(2)から(5)までの規定を準用してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 96 条第 6 項 (平 18 厚労令 34 第 77 条第 6 項) 町条例第 96 条第 7 項 (平 18 厚労令 34 第 77 条第 7 項)</p>

	(7) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる ・ いない	基準解釈通知第3・4・4(9)④
18 介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	いる ・ いない	町条例第97条第1項 (平18厚労令34第78条第1項)
	(2) 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせてはいませんか。 ※ 利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあることはありません。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えありません。	いる ・ いない	町条例第97条第2項 (平18厚労令34第78条第2項) 基準解釈通知第3・4・4(10)②
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	いる ・ いない	町条例第97条第3項 (平18厚労令34第78条第3項)
19 社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	いる ・ いない	町条例第98条第1項 (平18厚労令34第79条第1項)

	<p>(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p> <p>※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。</p>	いる ・ いない	町条例第 98 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 79 条第 2 項) 基準解釈通知第 3・4・4(11)②
	<p>(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第 98 条第 3 項 (平 18 厚労令 34 第 79 条第 3 項)
20 利用者に関する町への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	いる ・ いない	町条例第 28 条準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 26 準用)
21 緊急時等の対応	<p>現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 協力医療機関については、次の点に留意してください。</p> <p>① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	いる ・ いない	町条例第 99 条 (平 18 厚労令 34 第 80 条) 基準解釈通知第 3・4・4(12)
22 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってていますか。</p> <p>(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「第 1-4 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第 59 条の 11 準用 (平 18 厚労令 34 第 28 条準用)
		いる ・ いない	

23 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 <p>※ ③の「営業日及び営業時間」について、小規模多機能型居宅介護事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。</p> <p>※ ⑥の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ ⑨の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>※ ⑩の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和6年3月31日までの間、当該事項を定めるよう努めるものとするとされています。</p> <p>※ 「虐待の防止に係る措置」は、令和6年4月1日より義務化。（令和6年3月31日まで努力義務）</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第100条 (平18厚労令 34第81条)</p> <p>基準解釈通知第 3・4・4(13)</p>
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員、介護職員及び介護支援専門員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第59条の 13第1項準用 (平18厚労令 34第30条第1 項準用)</p> <p>基準解釈通知第 3・2の2・3(6) ①準用</p>

<p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。</p> <p>※ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 59 条の 13 第 2 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 30 条 第 2 項 準用)</p> <p>基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(6)②準用</p>
<p>(3) 小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。この場合において、事業者は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> <p>※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には以下のとおりです。</p> <p>○看護師 ○准看護師 ○介護福祉士 ・ 介護支援専門員 ○実務者研修修了者 ○介護職員初任者研修修了者 ○生活援助従事者研修修了者 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○訪問介護員養成研修課程一級・二級課程修了者 ○社会福祉士 ○医師 ○歯科医師 ○薬剤師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 ○精神保健福祉士 ○管理栄養士 ○栄養士 ○あん摩マッサージ師 ○はり師、きゅう師 等</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 59 条の 13 第 3 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 30 条 第 3 項 準用)</p> <p>基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(6)③準用</p>
<p>※ 当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものです。</p> <p>したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたりません。</p> <p>なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後 1 年間の猶予期間を設けています。</p> <p>※ 「認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置」は、令和 6 年 4 月 1 日より義務化。（令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務）</p>		<p>令和 6 年度報酬改定 Q & A (Vol.1) 問 159</p>

	<p>(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講すべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 事業主が講すべき措置の具体的な内容</p> <p>事業主が講すべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意していただきたい内容は次のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するための体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。</p> <p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第59条の13第4項準用 (平18厚労令34第30条第3項準用) 基準解釈通知第3・1・4(22) ⑥準用</p>
--	--	-------------------------	--

	<p>組) が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業主が講すべき措置の具体的な内容)の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望されます。</p>		
25 定員の遵守	<p>(1) 利用定員を超えて小規模多機能型居宅介護の提供を行っていませんか。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。</p> <p>※ 「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・ 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 <p>また、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいいます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 101 条第 1 項 (平 18 厚労令 34 第 82 条第 1 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3・4・4(14) ①</p>

	<p>(2) (1)本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する町介護保険事業計画をいう。以下この項目において同じ。）の終期まで（町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っていますか。</p> <p>※ 町条例第101条第2項は、過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えたサービス提供を例外的に認めることを定めたものです。</p> <p>町は、その運用に際して次に掲げる点のいずれにも適合することを要件とするとともに、当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の確保に努めるものとします。</p> <p>ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所が人員及び設備に関する基準を満たしていること。</p> <p>イ 町が登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員の超過を認めた日から町介護保険事業計画の終期までの最大3年間を基本とする。ただし、次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、町が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の町介護保険事業計画の終期まで延長を可能とする。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 101 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 82 条第 2 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3・4・4(14) ②</p>
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 32 条の 2 第 1 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 30 の 2 第 1 項 準用)</p>

	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(7)①②準用</p>
--	--

	<p>(2) 介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支え 없습니다。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支え 없습니다。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支え 없습니다。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第32条の2第2項準用 (平18厚労令34第3条の30の2第2項準用)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(7)③④準用</p>
	<p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第32条の2第3項準用 (平18厚労令34第3条の30の2第3項準用)</p>
27 非常災害対策	<p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定小規模多機能型事業所にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第102条第1項 (平18厚労令34第82条の2第1項)</p> <p>基準解釈通知第3・4・4(16)</p>

<p>(2) 防火管理者には、施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者を選任し、消防署長に届け出ていますか。</p> <p>1 防火管理者名 () 2 届出日 ()</p>	いる ない	消防法第 8 条第 1 項、第 2 項 消防法施行令第 1 条の 2、第 3 条												
<p>(3) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。</p>	いる ない	基準解釈通知第 3・4・4(16)												
<p>(4) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるように、地域との協力体制の確保に努めていますか。</p>	いる ない	基準解釈通知第 3・4・4(16)												
<p>(5) 消防機関の協力を得て、年 2 回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。</p> <p>また、訓練のうち 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練となっていますか。</p>	いる ない	消防法施行規則第 3 条第 10 項												
<p>直近 2 回の訓練実施日</p> <table border="1" data-bbox="330 990 1113 1125"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>消防職員の立会</th><th>夜間訓練</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>人</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておいてください。また、訓練の記録を作成し、出席できなかった職員がいた際に回覧等することで情報を共有するなど、防災意識の高揚に努めてください。</p>	実施日	消防職員の立会	夜間訓練	参加者数	年 月 日	有・無	有・無	人	年 月 日	有・無	有・無	人		社施第 107 号通知
実施日	消防職員の立会	夜間訓練	参加者数											
年 月 日	有・無	有・無	人											
年 月 日	有・無	有・無	人											
<p>(6) (5)の訓練について、地域住民の参加が得られるように、連携に努めていますか。</p> <p>※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連絡体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。</p>	いる ない	町条例第 102 条第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 82 条の 2 第 2 項) 基準解釈通知第 3・4・4(16)												

	<p>(7) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防炎性能を有する物品となっていますか。</p> <p>※ このほか布団、毛布等の寝具類についても防炎性能を有するものを使用するよう努めてください。なお、寝衣類についても個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防炎性能を有するものを使用することが望ましいとされています。</p>	いる ・ いない	消防法第8条の3第1項 社施第107号通知									
	<p>(8) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検（6月ごと年2回、総合点検1年に1回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防署長に報告していますか。</p> <p>直近2回の実施日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>実施内容</th><th>指摘事項など</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施日	実施内容	指摘事項など	年 月 日			年 月 日			いる ・ いない	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項
実施日	実施内容	指摘事項など										
年 月 日												
年 月 日												
28 協力医療機関等	<p>(1) 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p>(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p> <p>※ 協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。</p>	いる ・ いない いる ・ いない いる ・ いない	町条例第103条 (平18厚労令34第83条) 基準解釈通知第3・4・4(18)②									

29 衛生管理等	<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 	いる ・ いない	町条例第 59 条の 16 第 1 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 33 条 第 1 項準用) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(9)①準用
	<p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 か月 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防又はまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 <p>※ 具体的には次の取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業者に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望まれます。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要があります。</p>	いる ・ いない	町条例第 59 条の 16 第 2 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 33 条 第 2 項準用) 基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(9)②準用

	<p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、感染症対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>「指針」には平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、町事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p> <p>ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>「研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ 「感染症の予防又はまん延の防止のための措置」は、令和6年4月1日より義務化。（令和6年3月31日まで努力義務）</p>	
--	--	--

	<p>(3) 従業者の健康診断を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1年以内（深夜業等に従事する従業員は6か月以内）ごとに1回の定期的な実施が義務付けられています。</p>	いる ・ いない	労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第44条・第45条
30 掲示	<p>(1) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項の掲示を行っていますか。</p> <p>※ 重要な事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p>	いる ・ いない	町条例第34条準用 (平18厚労令34第3条の32準用) 基準解釈通知第3・1・4(25)準用
	<p>(2) 事業者は、重要な事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</p> <p>※ 重要な事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、掲示をする際は、次に掲げる点に留意する必要があります。</p> <p>※ 重要な事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、掲示をする際は、次に掲げる点に留意する必要があります。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>ウ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する認知症対応型共同生活介護事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望まれます。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを同条第2項や基準省令第183条第1項の規定による措置に代えることができます。</p> <p>※ 重要な事項のウェブサイトへの掲載は、令和7年4月1日より適用。</p>	いる ・ いない	条例第34条第3項準用 (平18厚労令34第3条の32第3項準用)

31 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p>	いる ・ いない	町条例第35条第1項準用(平18厚労令34第3条の33第1項準用)
	<p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	いる ・ いない	町条例第35条第2項準用(平18厚労令34第3条の33第2項準用) 基準解釈通知第3・1・4(26)②準用
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	いる ・ いない	町条例第35条第3項準用(平18厚労令34第3条の33第3項準用) 基準解釈通知第3・1・4(26)③準用
	<p>(4) 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成29年4月14日厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること ④ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと ⑤ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 	いる ・ いない	

	<p>※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より</p> <p>本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。)及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望まれます。</p>		
32 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	いる ・ いない	町条例第36条準用 (平18厚労令34第3条の34準用)
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いる ・ いない	町条例第37条準用 (平18厚労令34第3条の35準用)
34 苦情処理	<p>(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;"><u>マニュアル</u> 有・無</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事務所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する対応についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「30掲示」に準ずるものとします。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第1項準用) (平18厚労令34第3条の36第1項準用) 基準解釈通知第3・1・4(28) ①準用

	<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望されます。</p> <p>※ 「苦情の内容等の記録」は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例第38条第2項準用(平18厚労令34第3条の36第2項準用) 基準解釈通知第3・1・4(28) ②準用 町条例第107条第2項第6号
	<p>(3) 町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該町の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第3項準用(平18厚労令34第3条の36第3項準用)
	<p>(4) 町からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を町に報告していますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第4項準用(平18厚労令34第3条の36第4項準用)
	<p>(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第5項準用(平18厚労令34第3条の36第5項準用)
	<p>(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。</p>	いる ・ いない	町条例第38条第6項準用(平18厚労令34第3条の36第6項準用)
35 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる ・ いない	町条例第104条 (平18厚労令34第84条)

36 地域との連携等	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下この項目において「利用者等」といいます。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おむね 6 か月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。</p> <p>→年間の開催状況を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="366 720 657 956"> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	<input type="radio"/> いる <input type="radio"/> ない	<p>町条例第 59 条の 17 第 1 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 34 条 第 1 項 準用)</p>
年	月	日																			
年	月	日																			
年	月	日																			
年	月	日																			
年	月	日																			
年	月	日																			

※ 運営推進会議は、小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者、町職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとしてすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。

また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。

運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。

① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、町区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。

また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。

基準解釈通知
第3・2の2・
3(10)①準用

	<p>ア 自己評価は、①事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。</p> <p>イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、町職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。</p> <p>ウ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、町職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。</p> <p>エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、町窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。</p> <p>オ 指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。</p>		
	<p>(2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>【町独自基準】5年間</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第59条の17第2項準用 (平18厚劳令34第34条第2項準用) 町条例第59条の19第2項第6号準用 基準解釈通知第3・2の2・3(10)②</p>

	<p>(3) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第 59 条の 17 第 3 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 34 条 第 3 項 準用)
	<p>(4) 利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、町との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「町が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く町が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	いる ・ いない	町条例第 59 条の 17 第 4 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 34 条 第 4 項 準用) 準用 (基準解釈通知第 3・1・4(29)④準用)
	<p>(5) 小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第 59 条の 17 第 5 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 34 条 第 5 項 準用)
37 事故発生時の対応	<p>(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;"><u>マニュアル</u> 有・無</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望されます。</p>	いる ・ いない	町条例第 40 条第 1 項 準用 (平 18 厚労令 34 第 3 条の 38 第 1 項 準用) 基準解釈通知第 3・1・4(30)①準用

<p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録とともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>【独自基町準】5年間</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第40条第2項準用 (平18厚労令34第3条の38第2項準用) 基準解釈通知第3・1・4(30)準用 町条例第107条第2項第7号</p>
<p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第40条第3項準用 (平18厚労令34第3条の38第3項準用) 基準解釈通知第3・1・4(30)②準用</p>
<p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>基準解釈通知第3・1・4(30)③準用</p>
<p>(5) 介護ベッドに係わる事故の危険性を把握し、利用者モニタリング等の際に対応策について検討していますか。</p> <p>※ 介護ベッドに設置した手すりと手すりの間のすき間等に利用者が首を挟み死亡に至る事故が発生しています。 使用中の手すりが新JIS製品かどうか確認してください。 新JIS製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってください。 「医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について(緊急依頼)」(平成24年11月2日消費者庁消費者安全課、厚生労働省老健局振興課ほか通知)、平成24年11月2日消費者庁報道発表資料を参照してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	

38 虐待の防止	<p>(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※ 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止検討委員会」という。）</p> <p>虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まれます。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。 ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第40条の2準用 (平18厚労令34第3条の38の2準用)</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(31)準用</p>
----------	---	-------------------------	---

	<p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。</p> <p>キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。</p> <p>② 虐待の防止のための指針</p> <p>指針には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修</p> <p>研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <p>虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望されます。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の事業所の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	
--	--	--

	<p>※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）</p>		
	<p>(2) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>※ (高齢者虐待に該当する行為)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 3 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 4 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 5 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 	いる ・ いない	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
	<p>(3) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。</p>	いる ・ いない	高齢者虐待防止法第20条
39 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） 2 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号） 	いる ・ いない	町条例第41条準用 (平18厚労令34第3条の39準用) 基準解釈通知第3・1・4(32)準用
40 居住機能を担う併設施設等への入居	<p>可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が町条例第82条第6項の施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p>	いる ・ いない	町条例第106条 (平18厚労令34第86条)

41 利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	<p>事業所における業務の効率化、指定小規模多機能型居宅介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。</p> <p>※ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。</p> <p>※ 「利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」は、令和9年4月1日より義務化。(令和9年3月31日まで努力義務)</p> <p>※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。</p> <p>※ 本委員会は、定期的に開催することが必要となります、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化するがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましいです。あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることができます。</p> <p>※ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところですが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えないこととします。</p>	いる。 いない	町条例第106条の2 基準解釈通知第3・4・4(21)
--	--	------------	------------------------------------

42 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 107 条 (平 18 厚労令 34 第 87 条第 1 項)</p>
	<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画 2 小規模多機能型居宅介護計画 3 町条例第 108 条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 4 町条例第 92 条第 6 号に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 5 町条例第 108 条において準用する第 28 条に規定する町への通知に係る記録 6 町条例第 108 条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 7 町条例第 108 条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 8 町条例第 108 条において準用する第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <p>【町独自基準】5 年間</p> <p>※ 「その完結の日」とは、①～⑦の記録については個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、⑧の記録については運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例第 107 条 (平 18 厚労令 34 第 87 条第 2 項)</p> <p>基準解釈通知 第 3・2 の 2・3(13)準用</p>

43 電磁的記録等	<p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下この項目において「事業者等」という。）は、町条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしています。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取つてできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、町条例第204条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法による方法によること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	町条例 204 条 第1項 (平 18 厚労令 34 第 183 条第 1 項)	基準解釈通知 第5・1
-----------	--	--	----------------

	<p>(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。</p> <p>※ 事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の同意を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることといたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A」を参考にすること。 ④ その他条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、条例又は基準解釈通知等の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 		<p>条例第 204 条 第 2 項 (平 18 厚労令 34 第 183 条第 2 項)</p> <p>基準解釈通知 第 5・2</p>
--	---	--	---

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2－1 基本方針			
(介護予防小規模多機能型居宅介護)			
基本方針	介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第43条 (平18厚労令 36第43条)
第2－2 人員に関する基準			
(介護予防小規模多機能型居宅介護)			
人員基準	介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小規模多機能型居宅介護事業における従業者の員数の基準を満たすとともに、小川町指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項から第12項までに規定している人員に関する基準を満たしていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第44条第13項 (平18厚労令 36第44条第13項)
第2－3 設備に関する基準			
(介護予防小規模多機能型居宅介護)			
設備基準	介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小川町指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たしていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第48条第5項 平18厚労令 36第48条第5項

第2－4 運営に関する基準

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

1 介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第65条第1項 (平18厚労令 36第65条第1項)
	(2) 自らその提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第65条第2項 (平18厚労令 36第65条第2項)
	※ 自己評価は、年1回実施してください。		
	(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第65条第3項 (平18厚労令 36第65条第3項)
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第65条第4項 (平18厚労令 36第65条第4項)
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮してください。		基準解釈通知 第4・3・2(1) ③

	<p>(5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p>※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	いる ・ いない	<p>町条例(予防) 第65条第5項 (平18 厚労令 36第65条第5項)</p> <p>基準解釈通知 第4・3・2(1) ②</p>
2 介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針	<p>(1) サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p>	いる ・ いない	<p>町条例(予防) 第66条第1項 第1号 (平18 厚労令 36第66条第1号)</p>
	<p>(2) 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的な取扱方針及び介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、介護予防サービス等の利用に係る計画を作成していますか。</p>	いる ・ いない	<p>町条例(予防) 第66条第1項 第2号 (平18 厚労令 36第66条第2号)</p>
	<p>(3) 介護支援専門員又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この項目において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に適切なサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達や介護支援専門員が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p>	いる ・ いない	<p>町条例(予防) 第66条第1項 第3号 (平18 厚労令 36第66条第3号)</p> <p>基準解釈通知 第4・3・2(2) ①</p>

<p>(4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。</p> <p>※ 「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第4号(平18 厚労令36第 66条第4号) 基準解釈通知 第4・3・2(2) ②
<p>(5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第5号(平18 厚労令36第 66条第5号)
<p>(6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p>※ 交付した小規模多機能型居宅介護計画は、<u>5年間</u>保存しなければなりません。</p> <p>【町独自基準】5年間</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第6号(平18 厚労令36第 66条第6号) 町条例(予防) 第63条第1項 第2号基準解 釈通知第4・ 3・2(2)③
<p>(7) サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行ってていますか。</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となります。</p>	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第7号(平18 厚労令36第 66条第7号) 基準解釈通知 第4・3・2(2) ④

	(8) サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第8号(平18 厚労令36第 66条第8号)
	(9) サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第9号(平18 厚労令36第 66条第9号)
	(10) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 管理者は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第10号 (平18厚労令 36第66条第 10号) 基準解釈通知 第4・3・2(2) (3)
	(11) 通いサービスの利用者が、登録定員に比べて著しく少ない状態が続いているませんか。 ※ 「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となります。	いる ・ いない	町条例(予防) 第66条第1項 第11号 (平18厚労令 36第66条第 11号) 基準解釈通知 第4・3・2(2) (5)

<p>(12) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。</p> <p>※ 「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となります。介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることが望れます。</p> <p>なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第66条第1項 第12号 (平18厚労令 36第66条第 12号) 基準解釈通知 第4・3・2(2) ⑥</p>
<p>(13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第66条第1項 第13号 (平18厚労令 36第66条第 13号)</p>
<p>(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について、(1)から(13)までの規定を準用してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>町条例(予防) 第66条第1項 第14号 (平18厚労令 36第66条第 14号) 町条例(予防) 第66条第1項 第15号(平18 厚労令36第 66条第15号)</p>

	(15) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第32条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等の基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合で、担当職員が作成した介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該介護予防サービス計画を作成している介護予防支援事業者から介護予防小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる ・ いない	基準解釈通知 第4・3・2(2) ⑧ 基準解釈通知 第3・4・4(9) ④準用
3 その他運営基準	その他運営基準は、小規模多機能型居宅介護事業の運営基準と同様です。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
--------	-----------	--------	-------

第3 介護給付費の算定及び取扱い

1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 4 小規模多機能型居宅介護費」(介護予防小規模多機能型居宅介護費においては、平成18年厚生労働省告示第128号の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費」)により算定していますか。	いる ・ いない	平18厚労告 126第1号
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	いる ・ いない	平18厚労告 126第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	いる ・ いない	平18厚労告 126第3号

<p>2 基本報酬の算定</p>	<p>(1) 小規模多機能型居宅介護費について、登録者の要介護状態区分、以下①・②のサービス形態に応じて、登録している期間1月につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。</p> <p>① 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 ② 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>※ 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定してください。また、月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定してください。</p> <p>「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊いずれかのサービスを実際に利用開始した日とします。また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とします。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものです。具体的には、当該建物の一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当します。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 注 1、注 2</p> <p>報酬留意事項 通知第 2・5(1)</p>
	<p>(2) 短期利用居宅介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、利用1日につきそれぞれの所定単位数を算定していますか</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>① 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 注 3</p> <p>平 27 厚労告 95 第 54 号</p>

	<p>② 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めること。</p> <p>③ 指定地域密着型サービス基準第 63 条に定める従業者の員数を置いていること。</p> <p>④ 当該小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の「サービス提供が過少である場合の減算」を算定していないこと。</p> <p>※ 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものとします。</p>		報酬留意事項 通知第 2・5(2)
3 身体拘束廃止未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第 73 条第 6 号及び第 7 号に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく「身体的拘束等の禁止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>具体的には①拘束時の記録を行っていない②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない③身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない④身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 注 4</p> <p>平 27 厚労告 95 第 54 号</p> <p>報酬留意事項 通知第 2・5(3)</p>

<p>4 高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第 88 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 38 の 2 に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく「虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>具体的には①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 注 5</p> <p>平 27 厚労告 95 第 54 号</p> <p>報酬留意事項 通知第 2・5(4)</p>
<p>5 業務継続計画未策定減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第 88 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については「業務継続計画の策定等」に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。</p> <p>なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的な計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 注 6</p> <p>平 27 厚労告 95 第 54 号</p> <p>報酬留意事項 通知第 2・5(5)</p>

<p>6 サービス提供が過小である場合の減算</p>	<p>小規模多機能型居宅介護費について、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>※ 「登録者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下の①から③までの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ることによって算定します。</p> <p>1 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とします。</p> <p>2 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定してください。なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p> <p>3 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定してください。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。</p> <p>※ 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、上記の日数の算定の際に控除してください。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとします。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平18厚労告 126別表4の 注7</p> <p>報酬留意事項 通知第2・5(6)</p>
<p>7 サービス種類の相互算定関係</p>	<p>登録者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。</p> <p>また、登録者が指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。</p>	<p>いない ・ いる</p>	<p>平18厚労告 126別表4の 注8、9</p>
<p>8 初期加算</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平18厚労告 126別表4の ハ</p>

	<p>※ 30日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も算定できます。</p>		
9 認知症加算	<p>別に厚生労働大臣が定める登録者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき次の単位数を加算していますか（短期利用を除く。）。</p> <p>(1) 認知症加算(Ⅰ) 920 単位 (2) 認知症加算(Ⅱ) 890 単位 (3) 認知症加算(Ⅲ) 760 単位 (4) 認知症加算(Ⅳ) 460 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 認知症加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>② 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>③ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>④ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 認知症加算(Ⅱ) (1)①及び②に適合すること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める登録者</p> <p>(1) 認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)</p> <p>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>(2) 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者</p> <p>※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものです。</p>	<p>加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ 加算Ⅲ ・ 加算Ⅳ ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表4の 二</p> <p>平 27 厚労告 95 第54号</p> <p>平 27 厚労告 94 第38号</p> <p>報酬留意事項 通知第2・ 5(10)</p>

	<p>※ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとします。</p> <p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。</p> <p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。</p> <p>また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。</p>		
10 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。</p> <p>※ 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護）を開始した場合に算定することができます。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとします。この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適切な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要があります。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 木</p> <p>報酬留意事項 通知 第 2 · 5(11)</p>

	<p>※ 次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院又は診療所に入院中の者 ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ③ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 <p>※ 判断を行った医師は診療録等に症状判断の内容等を記録してください。また、事業所も判断を行った医師、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録してください。</p> <p>※ 7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意してください。</p>		
11 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき800単位を加算していますか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※ 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の へ</p> <p>平 27 厚労告 95 第 18 号</p> <p>報酬留意事項 通知 第 2・5 (12)</p>
12 看護職員配置加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所については、次の区分により、1月につき次の単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) 900 単位 (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) 700 単位 (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) 480 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 看護職員配置加算(Ⅰ)</p>	<p>加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ 加算Ⅲ ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の ト</p> <p>平 27 厚労告 96 第 29 号</p>

	<p>① 専ら当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を 1 人以上配置していること。</p> <p>② 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)</p> <p>① 専ら当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を 1 人以上配置していること。</p> <p>② 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)</p> <p>① 看護職員を常勤換算方法で 1 人以上配置していること。</p> <p>② 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 上記いずれかの加算を算定している場合は、上記その他の加算を算定できません。</p>		
13 看取り連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 1 日につき 64 単位を死亡月に加算していますか。ただし、この場合において、看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>① 看護師により 24 時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>② 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p> <p>次の①②ともに適合する利用者</p> <p>① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者</p> <p>② 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）</p> <p>※ 登録者の自宅で介護を受ける場合又は小規模多機能型居宅介護事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能です。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の チ</p> <p>平 27 厚労告 96 第 30 号</p> <p>平 27 厚労告 94 第 39 号</p> <p>報酬留意事項 通知 第 2 · 5(10)</p>

	<p>※ 死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該小規模多機能型居宅介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできません。</p> <p>※ 「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても小規模多機能型居宅介護事業所から連絡でき、必要な場合には小規模多機能型居宅介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものです。</p> <p>※ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含んでください。</p> <p>ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方</p> <p>イ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時に対応を含む。）</p> <p>ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法</p> <p>エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式</p> <p>オ その他職員の具体的対応等</p> <p>※ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。</p> <p>※ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。</p> <p>ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録</p> <p>イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録</p> <p>※ 登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随时、介護記録等その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、登録者側にとっては、小規模多機能型居宅介護の登録を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負</p>	
--	--	--

	<p>担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。</p> <p>なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。</p> <p>※ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。</p> <p>また、本人が十分に判断ができる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てももらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、看取り連携体制加算の算定は可能です。</p> <p>この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。</p> <p>なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要です。</p> <p>※ 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。</p>		
14 訪問体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき 1,000 単位を加算していますか。	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 4 の り

	<p>平 27 厚労告 95 第 55 号</p> <p>報酬留意事項 通知第 2 · 5(11)</p>
--	---

※ 厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を 2 人以上配置していること。
- ② 算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が 1 月当たり 200 回以上であること。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホームもしくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する者の占める割合が 100 分の 50 以上であって、かつ、小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が 1 月当たり 200 回以上であること。

※ 当該加算を算定する際は、上記②の根拠となる訪問サービスの内容を記録しておいてください。

※ 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を 2 人以上配置した場合に算定が可能です。

※ 「訪問サービスの提供回数」は、歴月ごとに 1 回の訪問を 1 回のサービス提供として算定してください。なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。

なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。

※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始（再開）日）における登録者のうち同一建物居住者以外の者（小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する者）の占める割合が 100 分の 50 以上であって、かつ、上記の※の要件を満たす場合に算定します。ただし、「訪問サービスの提供回数」は同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。

15 総合マネジメント体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 1,200単位 (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 800単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用者的心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随时、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>② 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> <p>③ 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に応する体制を確保していること。</p> <p>④ 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービス（介護給付費等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付費等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。第79号イ(5)において同じ。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>⑤ 次に掲げる基準のいずれかに適合していること。</p> <p>ア 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。</p> <p>イ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。</p> <p>ウ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>エ 市町村が実施する法第115条の45第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。</p> <p>(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>(1)①及び②に適合すること。</p>	いる ・ いない	平18 厚労告 126 別表4の 又 平27 厚労告 95 第56号
-------------------	--	----------------	--

	<p>※ 総合マネジメント体制強化加算は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組、また、小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものです。</p> <p>※ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定することができます。</p> <p>ア 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っていること。</p> <p>イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。</p> <p>(地域の行事や活動の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等） ・ 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等） <p>ウ 利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人とその家族）にとって身近な拠点となるよう事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。</p> <p>エ 居宅サービス計画について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること。なお、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付費等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付費等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。</p> <p>オ 次に掲げるいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活 	<p>報酬留意事項 通知 第2・5(15)</p>
--	--	-------------------------------

	<p>用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係にある地域住民・商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、世代間の交流の場を設けている（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む。）こと。 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。 市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定小規模多機能型居宅介護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。 <p>総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)は、ア及びイのいずれにも該当する場合に算定します。</p>		
16 生活機能向上連携加算	<p>下記の基準に適合しているとして、所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位</p> <p>※ (1)について、介護支援専門員が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算します。</p> <p>※ (2)について、利用者に対して訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作</p>	<p>加算Ⅰ · 加算Ⅱ · いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の ル</p>

	<p>業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算します。ただし、(1)を算定している場合は、算定しません。</p> <p>※ ① 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について</p> <p>ア 「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定小規模多機能型居宅介護の内容を定めたものでなければなりません。</p> <p>イ アの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心として半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下 2 において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下 2 において「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下この※において同じ。）を行い、当該利用者の ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及び IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとします。</p> <p>カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行</p>	<p>報酬留意事項 通知第 2・5 (17)</p>
--	--	------------------------------------

	<p>ている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院です。</p> <p>ウ アの小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、a の内容について定めた 3 月を目途とする達成目標 c b の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b 及び c の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 <p>エ ウの b 及び c の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定してください。</p> <p>オ アの小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定小規模多機能型居宅介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。</p> <p>達成目標として「自宅のポータブルトイレを 1 日 1 回以上利用する（1 月目、2 月目の目標として座位の保持時間）」を設定。</p> <p>(1 月目)</p> <p>訪問介護員等は週 2 回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が 5 分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>(2 月目)</p> <p>ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>(3 月目)</p> <p>ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定小規模多機能型居宅介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。</p> <p>カ 本加算はイの評価に基づき、アの小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の指定小規模多機能型居宅介護の提供日が属する月を含む 3 月を限度として算定されるものであり、3 月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき小規模</p>	
--	---	--

	<p>多機能型居宅介護計画を見直す必要があります。なお、当該 3 月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3 月間は本加算の算定が可能です。</p> <p>キ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者の ADL 及び IADL の改善状況及びハの b の達成目標を踏まえた適切な対応を行ってください。</p> <p>※ ② 生活機能向上連携加算(I)について</p> <p>ア 生活機能向上連携加算(I)については、①イ、力及びキを除き①を適用します。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずに ADL 及び IADL に関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①アの小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から 3 月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものです。</p> <p>a ①アの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者の ADL 及び IADL に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者と連携して ICT を活用した動画やテレビ電話装置を用いて把握した上で、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者に助言を行ってください。なお、ICT を活用した動画やテレビ電話装置を用いる場合においては、理学療法士等が ADL 及び IADL に関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとします。</p> <p>b 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者は、a の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①アの小規模多機能型居宅介護計画の作成を行うこと。なお、①アの小規模多機能型居宅介護計画には、a の助言の内容を記載すること。</p> <p>c 本加算は、①アの小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、a の助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、①アの小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しません。</p>		
--	--	--	--

	<p>d 3ヶ月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告してください。なお、再度aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能です。</p>		
17 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を算定していますか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者が口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定上の留意事項</p> <p>① 口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意して下さい。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握するようにしてください。</p> <p>② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照してください。</p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <p>a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に入れる者</p> <p>b 入れ歯を使っている者</p> <p>c むせやすい者</p> <p>ロ 栄養スクリーニング</p> <p>a BMIが18.5未満である者</p>	いる ・ いない	平18 厚労告126別表4のヲ 平27 厚労告95第42号の6 報酬留意事項通知第2・5(16)

	<p>b 1～6ヶ月間で3%以上の体重の減少が認められる者 又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>d 食事摂取量が不良(75%以下)である者</p>		
18 科学的介護 推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は1月につき40単位を所定単位数に加算していますか(短期利用を除く。)。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって(1)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算について</p> <p>① 科学的介護推進体制加算は原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注21ワに掲げる要件を満たした場合に当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。</p> <p>② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の対象とはなりません。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。</p> <p>イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。</p> <p>ウ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。</p> <p>エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切</p>	いる ・ いない	平18厚労告 126別表4の ワ

報酬留意事項
通知第2・
5(18)

	<p>に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。</p> <p>④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。</p>		
19 生産性向上推進体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算 (I) 100 単位 (2) 生産性向上推進体制加算 (II) 10 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算(I)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>ア 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>ウ 介護機器の定期的な点検</p> <p>エ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担減を図るための職員研修</p> <p>② ①の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>③ 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>④ ①の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>⑤ 事業年度ごとに①、③及び④の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 生産性向上推進体制加算(II)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1) ①に適合していること。</p> <p>② 介護機器を活用していること。</p>	いる ・ いない	平 18 厚労告 126 別表 4 の 力

	<p>③ 事業年度ごとに②及び(1)①の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>※ 加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照してください。</p>		報酬留意事項通知 第 2 · 5(19)
20 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>○ 小規模多機能型居宅介護費を算定している場合</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750 単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640 単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350 単位</p> <p>○ 短期利用居宅介護費を算定している場合</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 25 単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21 単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12 単位</p> <p>※ 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修を（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>③ 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>④ 登録定員、人員基準に適合していること。</p>	<p>【小規模多機能型】</p> <p>加算Ⅰ · 加算Ⅱ · 加算Ⅲ · いない</p> <p>【短期利用】</p> <p>加算Ⅰ · 加算Ⅱ · 加算Ⅲ · いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の 力</p> <p>平 27 厚労告 95 第 57 号</p>

<p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 小規模多機能型居宅介護事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。</p> <p>② ア①、②及び④に適合するものであること。</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>② ア①、②及び④に適合するものであること。</p>		
<p>※ 研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定してください。</p> <p>※ 会議の開催状況については、その概要を記録してください。なお、「定期的」とは、おおむね 1 月に 1 回以上開催されている必要があります。</p> <p>※ 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の ADL や意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他のサービス提供に当たって必要な事項 <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用います。</p>		<p>報酬留意事項 通知第 2 · 5(20)</p>

	<p>※ 前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）においては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降、届出が可能となります。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とします。</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点で勤続年数とします。具体的には、令和 2 年 4 月における勤続年数 3 年以上の者とは、令和 2 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上である者をいいます。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p>		
--	--	--	--

<p>21 介護職員等 処遇改善加算 I II III IV</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対し小規模多機能型居宅介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 149/1000</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算（II） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 146/1000</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算（III） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 134/1000</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算（IV） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 106/1000</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るた</p>	<p>加算 I · 加算 II · 加算 III · 加算 IV · いない</p>	<p>平 18 厚労告 126 別表 4 の タ注 1</p> <p>平 27 厚労告 95 第 58 号</p>
--	---	--	---

	<p>めに介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。</p> <p>④ 当該小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該小規模多機能型居宅介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。</p> <p>エ ウについて、すべての介護職員に周知していること。</p> <p>オ 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出にかかる計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>⑩ 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出していること。</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>(1)①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</p> <p>(1)①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	---	--	--

	<p>※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年老発0315第2号）」を参照してください。</p>		
22 介護職員等 処遇改善加算 V	<p>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V) 1から20までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 (1) 介護職員等処遇改善加算(V) (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	いる ・ いない	平18厚労告 126別表4の タ注2

<p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
<p>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
<p>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
<p>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
<p>(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和 6 年 5 月 31 日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居</p>		

	<p>宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	
	<p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	
	<p>(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>　b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>　b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	
	<p>(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p>	

	<p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		
--	--	--	--

	<p>こと。</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算（V）(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（II）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（I）又は（II）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出いないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	
	<p>(12) 介護職員等処遇改善加算（V）(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（III）及び介護職員等特定処遇改善加算（II）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>　b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>　a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施 又は研修の機会を確保していること。</p> <p>　b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	
	<p>(13) 介護職員等処遇改善加算（V）(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（III）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（I）又は（II）を届け出いないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>	

	<p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		
	<p>(14) 介護職員等処遇改善加算（V）(14)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>① 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</p> <p>② 「21 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		
21 介護予防小規模多機能型居宅介護費	<p>(1) 登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定していませんか。</p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活費の算定については、「第3介護給付費の算定及び取扱い」を適宜参照してください。</p>	<p>いる . いない</p>	<p>平18厚労告 128別表2の 注5</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
<h2>第4 その他</h2>			
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出ていますか。</p> <p>1 事業所の名称及び所在地 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） 4 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする）並びに設備の概要 5 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 6 運営規程 7 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む） 8 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 9 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町長に届け出してください。</p>		<p>法第78条の5 第1項</p> <p>施行規則第 131条の13第 5号</p>
2 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。</p>	いる ・ いない	<p>法第115条の 35第1項</p> <p>施行規則第 140条の43、 44、45</p>

<p>3 業務管理体制の整備</p> <p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>(届出先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定事業所が 3 以上の方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が 2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が 1 の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④ すべての指定事業所が 1 の指定都町の区域に所在する事業者・・・指定都町の長 ⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が小川町に所在する事業者・・・小川町長 <p>※ 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数 20 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>イ 事業所数 20 以上 100 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>ウ 事業所数 100 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 	<p>いる ・ いない</p>	<p>法第 115 条の 32 第 1 項、第 2 項 施行規則 第 140 条の 39、40</p>
<p>(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え方(方針)を定め、職員に周知していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	

<p>(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 行っている具体的な取組（例）の①から⑤までの該当するものを○で囲むとともに、⑤については、その内容を御記入ください。</p> <p>1 介護報酬の請求等のチェックを実施 2 内部通報、事故報告に対応している 3 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している 4 法令遵守規程を整備している 5 その他（ ）</p>	<p>いる ない</p>	
<p>(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	<p>いる ない</p>	